

感染症予防及びまん延防止のための指針

デイサービス富乃美の丘

令和6年4月

1. 事業所における感染症対策に関する基本的考え方

利用者の健康と安全を確保するために、介護サービスの提供者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築することが必要である。

この指針は、感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等、事業所における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い支援の提供を図ることを目的とする。

2. 感染対策委員会、その他事業所内の組織に関する事項

感染症の発生の防止等に取り組むにあたって感染対策委員会を設置する。

1) 設置の目的

事業所等の感染症の発生や感染拡大を防止するために、感染対策委員会を設置する。

2) 感染対策委員会の構成委員構成メンバー

管理者、生活相談員、看護師、その他必要に応じて委員を指名する。

※参加が難しい場合は事前に意見を確認しておくこと

3) 感染対策委員会の開催

委員会は、年1回以上開催する。また、感染症発生時には必要に応じて随時開催する。

4) 感染対策委員会の主な活動内容

- ①事業所等の感染課題を明確にし、感染対策の方針・計画を定める。
- ②感染予防に関する決定事項や具体的対策を施設・事業所全体に周知する。
- ③事業所等における感染に関する問題を把握し、問題意識を共有・解決する。
- ④利用者・職員の健康状態を把握する。
- ⑤感染症が発生した場合、適切に対処するとともに感染対策、及び拡大防止の指揮を執る。
- ⑥その他、感染関連の検討が必要な場合に対処する。

3. 指針の整備

感染対策委員会は、感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ、定期的に指針を見直し、更新する。

4. 感染症予防、対策等の職員研修及び訓練

事業所内研修予定に実施月を明記し、年間1回以上の感染症に関する教育を実施する。感染者発生時において、迅速に行動できるよう発生時の対応を定めた本指針及び研修内容に基づき、全職員を対象に年1回以上の訓練を実施する。

5. 感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

1) 平常時の衛生管理

(1) 施設内の衛生管理

①環境整備

施設内の環境の清潔を保つことが重要。整理整頓を心がけ、清掃を行う。

- ・洗面所・トイレ

利用時は、ペーパータオルを設置して使用する。

ゴミ箱は可能な限り足踏み式の開閉口にする。また、トイレ内は空気・湿気がこもると菌の温床となりやすく、感染症を拡大しやすいので注意が必要である。

- ・床・室内

換気を定期的に行う。

例) 昼食時、休息終了時、物品移動時など(約2時間ごと)

- ・浴室

入浴ごとに実施する衛生管理

利用時は、椅子に専用のタオルを敷き直接皮膚が触れないようにする。

湿気を伴いやすいので換気を定期的に行う。

- ・ドアノブ・手すり

ドアノブや手すりに物がかけられていないことを意識する。また、かけられたときは除去する。

②清掃について

日常的な清掃

- ・洗面所・トイレ

原則1日1回以上の清掃、換気、床の消毒を行う。クイックルワイパー等の使い捨てを活用し、こまめに洗浄し、乾燥させる。

- ・床・室内

掃除機でゴミを除去し、アルコールを含んだ使い捨て用モップで拭き掃除、その後乾燥させる。(床に血液、分泌物、嘔吐物、排泄物などが付着した場合は、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。)

- ・浴室

入浴ごとの家庭用洗剤による浴槽や床、壁等を清掃。1回/日の排水溝の清掃。

- ・脱衣所の清掃

浴室内の床、浴槽、椅子の清掃

浴槽の換水

- ・ドアノブ・手すり

約2時間ごとのアルコールを含んだシートでの拭き上げ

(2) 健康管理

- ・利用者の健康管理について

① 来所時の体調

② 手指消毒(来所時、食事時、おやつ摂取時、排泄後、余暇時間の物品取り扱い時)

③ スムーズな入浴支援

④ 栄養状態

⑤ 手荒れや傷の有無

看護師に相談し、必要時、家族へ報告、受診の促しを行う。

・職員の健康管理について

① 出勤時の体調確認

② 手指消毒（1利用者ごと、1介助時）

③ 排泄後の衛生的手洗い

6. 発生時の対応

1) 日常の業務に関して感染事例又は感染の恐れのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染症マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い直ちに発生状況の把握に努める。

2) 感染事例等の発生後は感染拡大防止として、以下の防止策を実施する。

（1）生活空間・同線の区分け（ゾーニング）

（2）消毒

（3）ケアの実施内容・実施方法の確認

（4）感染者及び感染疑い者への対応

3) 感染事例等が発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、医療機関や保健所、行政関係機関との連携のために速やかに報告を行う。

4) 感染事例等の発生後は、必要に応じて施設長等管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、関係者への連絡を速やかに行う。

7. 本指針の閲覧について 本指針は、利用者・家族や関係機関により希望があった場合には、すぐに閲覧できるようにしておくとともに、ホームページで公表する。

付則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。